

## 提案されている修正（全体に関わるもの）

（みんな・一新）

◎自治基本条例の第16条に定めた基本は市民参加の手続きの条例である。  
よって、あまり複雑にせず、シンプルにすべきでないか。

◎なるべくわかりやすい言い回しをすべきでないか

「しなければならない、行わなければならない、努めなければならない」

→「するものとする、行うものとする、努めるものとする」

にすべて変えるのはどうなのか。

※市や議会には「しなければならない」とし市民については「するものとする」  
に統一するか。そのあたりは廣瀬先生の知見をうかがいたい。

◎自治基本条例と議会基本条例に載っているものは省くスタンスでいいので  
は？

→特に議会基本条例との整合性は知見を活用したい。

（公明党）

◎文末は自治基本条例に<sup>なら</sup>倣い．．．ます。とした。

◎自治基本条例の第16条（手続き条例） ⇒ 自治基本条例や議会基本条例と  
重複する部分は削除する。

（社会民主党）

◎手続き条例に徹する（理念、概念の類をできるだけ排除、手続き条例はあく  
までもマニュアルのようなものし、手続き、手順等を書くものとした。また文  
章もできる限り、結論は・・努めるではなく、具体的な事項で文章が終わるよ  
うにした。）

例：第9条3 市は、審議会等の委員を公募により選考する場合は、市民の多様  
な意見を反映するために、委員の在期数、他の審議会等の委員との兼職状況、  
男女比等に配慮しなくてはなりません、~~市民の多様な意見を反映するよう努  
めなければならない~~

◎関谷先生によれば、市民は権限がないから責務はない、とおっしゃったが、流山自治基本条例は既に、市民の責務を謳っているため、これは自治基本条例との整合性に欠ける考えといえる。(その考えが決して間違っているというのではない。あくまでも自治基本条例が先にできているため。)

責務⇒役割 に言い換える。

◎である調をですます調になおす。(語尾の修正)

◎市民等⇒市民 他市の条例をみても市民等とは書いていない。また、口語体で言う場合、市民等とは言わない。定義づければいいのか。

※審議会等も同じ

#### 第2条の修正の留意点

・定義の変更は今回の市民参加条例の修正案の協議の俎上にはない。というのは、定義については、最高規範としている自治基本条例の第3条の改正にあたるため。